

議案第 19 号

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

(2026年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第19号）  
 の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>第13条 削除</p>	<p><u>(児童対象性暴力等の防止)</u>                      第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年（2026年）12月25日から施行する。

## 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第19号）について所要の改正を行いたいので、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

児童福祉法（抜粋）

〔設備及び運営の基準〕

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

②・③

略